

賃金引き下げを行わないことを求める署名依頼

角間地区事業場 過半数代表	清水邦彦
宝町・鶴間地区事業場 過半数代表	浅井 仁
宝町地区事業場(附属病院) 過半数代表	石田修也
平和町地区事業場 過半数代表	乗富章子
金沢大学教職員組合 執行委員長	喜成年泰

人事院は8月10日、国家公務員の給与に関して民間給与との格差に基づく給与改訂を勧告しました(主なポイントは下に記載してあります)。

私たちは以下の4つの理由から、大学のために働く教職員の賃金引下げを実施することに反対します。また大学は、2009年度の賃下げに対する職員への代償措置を実施しておらず、昨年の約束が守られないなかでの更なる賃下げは認められません。

つきましては、この趣旨に是非ご賛同の上ご署名下さいますようお願い申し上げます。

〔反対の根拠〕

1. 運営費交付金制度は人事院勧告を反映する仕組みにはなっておらず「人事院勧告に伴って、年度当初時点で法人が想定した人件費の原資が減少する」ことはありません。このことは2009年8月26日に文部科学省と全国大学高専教職員組合の間でも確認されています。
2. 仮に人事院勧告に準拠した賃金引下げが行われた場合、平均的な事務職員で、この2年間で約20万円の収入減が予測されます(教員のダウン幅はさらに大きくなります)。このことは金沢大学教職員の生活設計に重大な支障をもたらすばかりでなく、教職員のモチベーションを引き下げ、大学の教育研究のマイナス要因となります。
3. 中高年齢層の賃金引き下げは2006年に実施されたばかりであり、中高年齢層を狙い撃ちにした更なる賃金引き下げは容認できるものではありません。教員では55歳を超える教授全員が対象になる可能性があります。若手教職員にとっても、生涯賃金の大幅減額になりますから、決して他人事ではありません。
4. 金沢大学教職員(特に事務・技術系職員)の給与水準は国家公務員より低い水準にあり、逆に給与水準の改善が求められる状況です。

〔人事院勧告の主なポイント〕

基本給

- (1)55歳を超える職員の俸給及び特別調整額の支給額引下げ(1.5%)
(但し、行政職俸給表(一)5級以下の職員、医療職(一)、指定職は除く)(注)人勤という医(一)の本学での該当者はない)
- (2)さらに、中高年齢層の俸給表を引下げ改定
行政職俸給表(一):40歳以上の職員が受ける号俸以上の俸給月額を引下げ(平均改定率0.1%)
指定職俸給表:俸給月額を引下げ(0.2%)
その他の俸給表:行政職俸給表(一)との均衡を考慮した引下げ(医療職(一)等は除外)

期末・勤勉手当(ボーナス)

4.15月分 3.95月分(0.2月分)

年間給与の調整 <<おそらく本学では実施できないだろう>>

12月期の期末手当で、4月から実施日の属する月の前月までの月例給及び6月期の特別給に係る較差相当分の額を減額調整(調整率は0.28%)

人事院モデル給与例

(単位:円)

職務段階	年齢	家族構成	勧告前		勧告後		年間給与額の差	09年人勤との合計
			月額	年間給与	月額	年間給与		
係員	25歳	独身	177,300	2,852,000	177,300	2,817,000	35,000	98,000
係長	40歳	配偶者、子2人	321,500	5,199,000	321,500	5,133,000	66,000	191,000
地方機関課長	50歳	配偶者、子2人	449,500	7,154,000	449,200	7,062,000	92,000	255,000
地方機関課長	56歳	配偶者	483,000	7,751,000	476,000	7,535,000	216,000	約 380,000